コンプライアンス推進規程

一般財団法人日本生物科学研究所

(目的)

第1条 本規程は、社会的な信頼を高め経営の健全性を確保するために、 一般財団法人日本生物科学研究所(以下「当法人」という。)におけるコンプライアンスの推進に関する基本事項について定める。

(定義)

第2条 本規程におけるコンプライアンスとは、法令、条例、通達及び当 法人が定める定款、諸規程の遵守並びに倫理・社会的規範を全うす ることをいう。

(基本方針)

第3条 当法人の役員及び職員(以下「役職員」という。)は、事業活動の 業務遂行に際しては別に定める「企業倫理及び行動規範」(コンプラ イアンス宣言)を最優先するものとする。

(組織)

- 第4条 当法人のコンプライアンスに関わる組織として以下のものを置く。
 - (1) コンプライアンス統括責任者
 - (2) コンプライアンス委員会
 - 2.組織規程第9条に定める監査室は、理事長のもと内部監査及びコンプライアンス委員会に係る業務を行う。

(コンプライアンス統括責任者)

- 第5条 コンプライアンス統括責任者は理事長とする。
 - 2. コンプライアンス統括責任者(以下「統括責任者」という。)は、 コンプライアンス全般に関わる事項を所管し、その施策の立案及び実 施の責務を有する。
 - 3. 統括責任者の役割、権限は次の通りとする。
 - (1)コンプライアンス施策実施の最終責任者
 - (2)コンプライアンス違反事案の対応の統括責任者

(コンプライアンス委員会)

- 第6条 コンプライアンス委員会(以下「委員会」という。)は、当法人の コンプライアンス推進のため、下記の事項を行う。
 - (1) コンプライアンス施策の検討と実施
 - (2) コンプライアンス施策の実施状況調査
 - (3)コンプライアンス違反事案についての調査及び再発防止策の策定

- (4) 統括責任者が諮問した事項に対する答申
- (5) 役職員へのコンプライアンスについての教育
- (6) その他コンプライアンスの推進に関する事項
- 2. 委員会委員は、役職員の中から常任理事会で選任され、理事長が指名する。
- 3. 委員長は、委員の中から理事長が指名する。

(委員会の開催)

- 第7条 委員会は、委員長が招集する。
 - 2. 委員会は、事業年度毎に4回開催する定時委員会のほか、必要に応じて行う臨時委員会とする。
 - 3. 統括責任者は、臨時委員会の招集を求めることができる。

(手順書等の整備)

- 第8条 委員会は、コンプライアンス施策について常任理事会に提案し、実施のための手順書又は標準書等を整備する。
 - 2. 手順書又は標準書等は委員会において管理し、必要に応じて改廃を行う。

(コンプライアンス推進相談等窓口)

- 第9条 当法人は、コンプライアンスの推進及び違反行為に関する相談・ 通報(以下、「相談等」という。)に応じるため、監査室に推進相談窓 口を設置する。
- 第10条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はその恐れがある行為を発 見した場合には、速やかに推進相談窓口に報告するものとする。
 - 2. コンプライアンス推進相談窓口に相談等があった事案は、直ちに統括責任者及び監査室長に報告する。
 - 3. 監査室長は、委員会に対して事実関係の調査、対応方針の策定を指示し、経緯について文書に記録し、統括責任者に報告する。
 - 4. 統括責任者は、当該事案対応について最終判断を行う。

(相談者・通報者等の保護)

- 第11条 当法人は、相談者・通報者(以下、「相談者等」という。)が相談又は通報したことを理由として、人事・給与その他勤務条件等に関して、 いかなる不利益な取扱いも行わない。
 - 2. 当法人は、相談者等が相談又は通報したことを理由として、当該者の就業環境が悪化することのないように、適切な措置をとらなければならない。
 - 3. 監査室員及び委員会委員は、相談等に係る個人情報等の守秘義務を 果たさなければならない。

(コンプライアンス教育)

第12条 当法人は、役職員に対して定期的にコンプライアンスに関する研修、 啓蒙活動を行うものとする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細則)

第14条 本規程の実施に関し、必要な事項については委員会で検討の上、常 任理事会で定める。

附則

この規程は、平成27年12月3日から実施する。 平成29年 4月 6日 一部改正